

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和2年6月18日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	宮崎雅薫君	2番	長沢正君
3番	大川勝弘君	4番	四宮和彦君
5番	重岡秀子君	6番	浅田良弘君
7番	石島茂雄君		

○出席議員 10名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	仲田佳正君	議員	鈴木絢子君
〃	杉本一彦君	〃	佐藤龍彦君
〃	杉本憲也君	〃	篠原峰子君
〃	佐藤周君	〃	青木敬博君

○説明のため出席した者 23名

副市長	若山克君
〃	中村一人君
企画部長	杉本仁君
同企画課長	小川真弘君
同企画課政策推進担当課長	池谷伸弘君
同秘書課長	佐藤文彦君
理事	奥山貴弘君
危機管理部長兼危機管理監	近持剛史君
同危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	浜野義則君
同庶務課長兼選挙管理委員会事務局長	小川直克君
同財政課長	木村光男君
同課税課長	萩原智世子君
市民部長	三好尚美君
同市民課長	大川雄司君
同環境課長	小澤剛君

同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
観 光 経 済 部 長	西 川 豪 紀 君
建 設 部 長	石 井 裕 介 君
上 下 水 道 部 長	大 川 毅 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
同次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	局長補佐 森 田 洋 一
主 事 山 田 拓 己	

○会議に付した事件

- 1 市議第 4 号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例
- 2 市議第 5 号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 3 市議第 9 号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 市議第 10 号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例
- 5 市議第 11 号 伊東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 6 市議第 15 号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 7 市議第 18 号 令和 2 年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 市議第 17 号 令和 2 年度伊東市一般会計補正予算（第 5 号）所管部分

○会議の経過概要

○委員長（四宮和彦君）開会する。

○委員長（四宮和彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第 1、市議第 4 号 伊東市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○ **5番**（重岡秀子君）地方税法の改正については、既に総務委員会協議会などで少し説明を受けて、分かるところもあるが、まず、参考書の2ページで、寡婦とかひとり親に対する改正があるが、確認をしたい。今まで未婚のひとり親は税法上の優遇がなくて、今回、結婚していなくてもひとり親にはこのような控除がつくということだと思いが、それは非常に前向きないいことだと思いが、それでいいのか。今まで未婚のひとり親にはこういう税法上の控除がなかったということか。

それから、欄外に米印があり、ただし、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載のある者は対象外にするというのは、結局、結婚はしていないが生計をともにするパートナーがいるというときには、それは認められない、そのような理解でいいか。

○ **課税課長**（萩原智世子君）未婚のひとり親に対する控除の新設は今回が初めてである。昨年度の改正の児童扶養手当を受給している方についての税制が成立していたが、それについてはあくまでも非課税措置という形だったので、控除としては今回が初めてである。それから、住民票上の未届けの妻、夫の確認というのは、事実婚上のパートナーがいないかどうかを確認しなさいということが明記されたものになる。ただ、児童扶養手当は、同居している異性の者がいるかいないかまで確認されると思うが、税法上についてはそこまでの確認は要らないので、住民票上、こういった届出のものが同一世帯にいないかどうかを確認しなさいということになっている。

○ **6番**（浅田良弘君）参考書の11ページ、54条4項、これは改正前の文言に追加された言葉で、「この場合において、市は当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない」となっているが、これは通知するだけか。それとも、そのほかに何か市の職員が当事者に話をするのか。

○ **課税課長**（萩原智世子君）こちらは、地方税法の改正に伴い文言の整理をしたところになる。以前は通知の義務がなかったが、今回は事前に通知をしなさいということになっている。第5項にもあるが、あくまでも確実に調査した上で該当するであろう方に対して通知を行うもので、それまでに至る段階で関係者に聞き取りを行うなどの手続をしてから通知を行うものと考えている。

○ **6番**（浅田良弘君）分かった。今、課長から、調査した後にとのことだが、その調査をするのは誰か。

○ **課税課長**（萩原智世子君）課税庁となる私どもだが、第5項の規定については、政令、省令に規定があるので、公簿の調査、戸籍、住民票などはもとより、関係人であろう者に対しての聞き取りなども含めて調査を行うことになっている。

○ **6番**（浅田良弘君）次のページ、条例の中に大体出てくる文言だが、74条の3の3号、その

他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項とは、どのようなものを指すか。

○課税課長（萩原智世子君）いろいろな条例等に必ずあるような文言になるが、法の規定において、これはこれと定めることはできると思うが、自治体の状況によって追加で記載してもらいたいものができる可能性があるので、今回、第3号についても規定しているが、現時点では具体的に考えていない。

○5番（重岡秀子君）今のは所有者不明の土地に対する固定資産税の問題だと思うが、私の知っている方で最近遺産相続で問題になっているが、例えば遺産相続がされずに、その土地や家屋が亡くなった方の名義のままになっているのは伊東市内でもかなりあると思う。今の例だと、そこに長男の方が家を建てて住んでいて、その家に元の亡くなった方の名前で固定資産税の請求が来るので、その方が払っているようである。そういう実態もある中で、住んでいるのに自分たちは名義人ではないからといって未納になっているという実態は現実的にかかなりあるのか。

○課税課長（萩原智世子君）実態としては調査を行っていないので何とも言えないが、現所有者の申告ではなく、先ほどの第54条の第5項が今、委員が言われたことに該当すると思う。事例として、相続放棄などをしたにもかかわらず、そこに遺族の方とかがお住まいになっているということがあれば、今回の調査を尽くした上で、その方に課税を行うことができるような状態になっている。

○5番（重岡秀子君）現在住んでいる方は全くの他人ではないことが多いのではないかと思います。例えば、所有者が亡くなり、別の方が遺産相続して、その方も亡くなり、そこから曖昧になってしまった。次に誰か遺産相続してなくて、現在、遺産相続人が不明、幾ら探してもなかなか見つからないとの説明があったので、相続人は見つからないが住んでいるというような、もし分かれば、実際の例を教えてください。

○課税課長（萩原智世子君）まさしく委員が言われたとおりだが、名義が祖父、祖母になっていて、そのまま登記簿上の名義が変更されないと、例えばお子さんの数が多い、もう既にお子さんの世代も亡くなられていて孫まで行っているということになると、枝葉がとてつもなく広がっていくので、それら全てを調査し尽くすことがなかなかできないということが正直に言ってたくさん存在している。現時点でも戸籍などを完全に調査し尽くして、相続人であることが判明すれば、登記簿上の名義が変わってなくても、課税者を正当な相続人のほうに変更しているが、そちらの調査がし尽くせる件数にはなかなか追いつかない。

○5番（重岡秀子君）固定資産税のことは以上で結構である。

もう1点、たばこ税のことで参考書5ページである。たばこのことはよく分からなかったが、葉巻たばこというのは、普通の紙巻きたばこに似ている小さいものもあるが、普通の紙巻きた

ばこに比べるとたばこの葉の量が少ないことから重量比例課税で金額が決まっていたのかということと、それをこれから、少なくとも本数で普通の紙巻きたばこと同じような扱いをするという理解でいいのか。

○課税課長（萩原智世子君）委員が言われたとおりである。葉巻たばこについては、見かけに比べてたばこの重量がとても少ないものが多いので、案外、税率とすると軽めに考えられていたと思う。ただ、リトルシガーと言われるような、一見、紙巻きたばこに似ているものが、税率が軽いので人気が出ているということもあるので、1本当たりの重量が1g未満のものであっても、それは紙巻きたばこ1本に相当するという形で税制を変えるための今回の改正である。

○5番（重岡秀子君）分かった。同じたばこ税で、5ページに加熱式の3回目というところがあり、これは徐々に上げていく、5分の1ずつ増やしていくということで、今年で3回目になると思うが、これについては以前に条例がそのように改正されていると理解してよいか。

○課税課長（萩原智世子君）委員が言われるとおりである。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第4号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第2、市議第5号 伊東市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）参考書の30ページに説明があるが、これだけ読んでもなかなか分からなかったが、今回、インターネットで総務部長の説明を聞き直して、これは水害などの浸水被害軽減地区に関わるもので、それをわがまち特例の整備で、この場合3分の2でいいのか、私の理解が間違っているかもしれないが、その対象になっているのは浸水被害軽減地区のことでいいのか。

○課税課長（萩原智世子君）今おっしゃるとおりであるが、浸水被害軽減地区の指定を受けたと

きということになる。具体的に申し上げますと、伊東市には対象がないが、濃尾平野のあたりに残っているもので、浸水の拡大を抑制する効果がある盛土構造物、輪中堤と言われているようなものについて、近年の気候変動により洪水発生リスクが高まっていることがあるので、既存のものも生かした上で水害の拡大を防ごうということに対して、こちらの指定をして残していこうということである。特に指定をされたからといって権限が抑えられるものではないが、やはり指定されることに対して、所有者さん全員の同意が必要となかなか指定が進まないこともあって、こちらに指定されることによって固定資産税の特例が扱えるということに対して、所有者さんにぜひ指定をかけていただきたいというインセンティブとして設けられたものになる。伊東については、現在対象になるものはない。

○5番（重岡秀子君）分かった。輪中をネットで調べたら、そういう例が出てきたが、全国でも浸水被害軽減地区の指定をされているのは本当にわずかだということで、ここで条例改正をするということは、将来的に伊東市でも、こういう対象が出てくる可能性があるからということなのか。それとも、全国的にこういうものは変えておくということになるのか。その辺の条例改正の考え方をお聞きしたい。

○課税課長（萩原智世子君）正直申し上げますと、今の税賦課徴収条例、都市計画税賦課徴収条例においても、伊東市に影響があるものが全てということではない。しかし、伊東市に影響が出る可能性もあるので、法の改正に伴って、伊東市においても改正しておく考えの中で今進めさせていただいているところである。こちらの件に対しても、現時点では対象物にはならないが、今後、国の考え方が変わって対象物が拡大されれば、そういったものが出てくるかもしれないと考える。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第5号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第3、市議第9号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条

例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）これもちよっと分かりにくかったが、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除ができたことによって、それが国民健康保険の控除につながるということで間違いないか。

○保険年金課長（肥田耕次君）委員のおっしゃるとおりである。

○5番（重岡秀子君）低未利用土地というものの自体がちよっと分かりにくいので少し調べたところによると、低というのは低価格で、使用していない土地、例えば森林なんかをどなたかに売ったときに、土地の値段が低くて利用されていない土地を活用していこうという国の考えがあるのか。例えば500万円で土地を売ったとしたら、そのうちの100万円を控除するという法律によるものだと思うが、それでいいのか。やっぱり伊東市でもこれから考えられるのではないかといいのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）低未利用土地に関しては、平成15年の土地基本調査、平成25年の土地基本調査によって、空き地の量が1.4倍となったと数字が出ており、それに伴って、今後も地方では空き地等の低未利用土地が発生するという事に備えて、今回の通常国会において土地基本法、租税特別措置法を変えて控除制度をつくり、それが地方税法の改正につながっている。

○5番（重岡秀子君）分かった。私が違和感を覚えたのは、それならば別の条例も必要というか、国保のことでなぜこういう条例ができたかというのはちよっと分からなかったもので、そこを説明していただきたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）国保だけではなくて、市税のほうでも今回ちゃんと改正されていて、議案参考書で言うと15ページのところになる。一番下の「長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例」第17条がそれに該当するところである。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第9号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第4、市議第10号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（大川勝弘君）議場で企業から振り込まれると聞いたような気がしたが、確認である。支給としては、企業が1回立て替えるような形で支給されるのかどうかということと、これは制度が雇用保険上の失業保険に似たようなものになるが、国保に加入していれば雇用保険は一切関係ないのかをお聞きしたい。

○保険年金課長（肥田耕次君）今回の条例の6条の部分だと思うが、契約の中で給料は休んでももらえるというのが、もらえなかったり、一部しかもらえなかったりというときは市が立て替えて、とりあえず一部を出しておいて、逆に第3号のところで、今度、市が負担した分は当該被保険者が使用する事業者から徴収するといった形になるので、企業から出してもらうということはない。

○6番（浅田良弘君）今、コロナウイルスの拡大を防止するためにできたような制度なのかなということで、まず議案の27ページ、第3条「傷病手当金の支給」ということで、例えば「国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ」と書いてあるが、実際に疑われる段階だけでの対応になるのか。対象者がちょっと分かりにくい。

○保険年金課長（肥田耕次君）コロナウイルス感染症で完全にかかってしまった場合にはPCR検査で隔離する形になるが、それ以外に、何でもなければ関係ないが、結局、濃厚接触で発熱症状があつて疑われる場合には、その人は傷病手当金の支給対象となる。

○6番（浅田良弘君）続いて28ページの第4条「支給期間」であるが、読んでちょっと気になったのが、有給休暇などで給与の支払いを受けていない、休んだ日数のその後が含まれるのか。そこら辺は省かれるのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）おっしゃるとおり、有給とか、お金が出る場合、その日は省かれるが、通算の数え方としては、有給であろうと無給であろうと休んだ日数ということになる。

○6番（浅田良弘君）分かった。

次の第5条「傷病手当金の額」ということで、これは読んで、実際に所得制限というものはあるのか。特にないか。

○保険年金課長（肥田耕次君）所得制限はないが、支給する金額の上限が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額と決められている。

- **6番**（浅田良弘君）よその自治体を調べたところ、例えば一つの例として、仮定で、直近の3か月間の収入の合計が27万円の方が10日間休まれた場合、直近3か月の就業日数を27日間とした場合、27日分の27万円掛ける3分の2掛ける、括弧10日間マイナス3日間で、イコール、結局支給される金額が4万6,669円になるとのことであるが、こういった計算式で伊東市も同じような形になるということではないか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）議員が見た事例がどういうふうになっていたかはわからないが、基本的に休んだ日の中で勤務が何日だったのかであるが、引く3日というのは、4日目からが支給の対象になるので3引くという形になっている。
- **6番**（浅田良弘君）分かった。
- 第6条「傷病手当金と給与等との調整」ということで、新型コロナウイルス感染症の場合、さっきの3条でも少し出させてもらったが、発熱等の症状もありということ、これについて、対象者を実際に示しているような自治体もある。例えば息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）を実際に条例の中で示すのか。それとも施行規則をつくって、そこら辺の中に入れていくのか。どういう対応をされるのか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）疑われるという形が、今のところ私どものほうにも実例みたいなものは来ているので、それを一つ一つ見ながら判断していこうということ、今回このような表現にさせていただいている。
- **6番**（浅田良弘君）今と同じようなことであるが、29ページの第7条、傷病手当金の申請で、これについての申請書を市長に提出しなければならないということはよく分かるが、提出の方法とかはどのような形を取っているのか。例えば定額給付金の場合は、ネットと郵送申請をするようにしたが、この場合はどのような申請の仕方を取っているのか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）実は状況によって書いてもらう書類が、本人が記載してもらうところ、世帯主が記載してもらうところ、事業主が記載してもらう書類、医者が記載してもらう書類というふうに多岐にわたるので、相談があったときには、まず郵送して、どんな形かというので、届いたらもう1回電話をもらって、お客様の場合、こういうふうに書いたほうがいいと、当然、書き方見本はつけるが、そのような形で臨んでいきたいと思っている。
- **6番**（浅田良弘君）次の第8条、傷病手当金の支給決定で、この中で「速やかにその内容を審査し」という文言がある。速やかは分かるが、審査というのは、基本的に当局の誰かがやるのか、専門的な方が審査するのか、そこら辺はどうなのか。
- **保険年金課長**（肥田耕次君）今回の場合は、保険年金課の職員が医者の書類とか、そういうものに不備がないかということをチェックして、やらせていただく。
- **6番**（浅田良弘君）それと次の第9条、傷病手当金の返還で、申請が偽りだった場合というこ

とで、偽りというケースは、現状、想定できるか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）今のところ、国保では、これまで傷病手当はなかったので、事例はないが、社会保険だと、たまにずれがあって、実際問題、休んでいなくても事業者と一緒に手を結んでつくってもらったなどというケースがあったというのは伺っている。

○**6番**（浅田良弘君）新しくできる制度であるので、細かな質疑になってしまったが、最後に適用区分であるが、令和2年の1月1日から9月30日まで、議場でもここら辺の質疑はされていたが、9か月間の適用ということであるが、実際に上位法がどうなっていくか分からないが、感染症が、第2波、第3波と拡大した場合、ここら辺についての期間の引き延ばしのような話は国から受けていたりするのか。今回はこの制度でということか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）国から今後、国内の感染状況を注視していくという回答をいただいているので、国内の感染状況が、また第2波とか広がっていけば、この期間を後ろ延ばしにするという形で、そのとき、また、条例改正とかをやらせていただこうと思っている。

○**5番**（重岡秀子君）1点だけ、先ほどの答弁で、国保の中には傷病手当がなくて、初めてというか、こういう形で期間限定の条例をつくって、こういう傷病手当を出すということになったわけであるが、健康保険は、協会けんぽとか共済とか、いろいろな種類がある。傷病手当金というのは、ほかの保険には全てあるのか。議場でも、たしかうちのまちだけではなくて、国として、いろいろな国保に関係する零細業者とか、そういうところからも意見書が大分出て、うちでも民主商工会から、この条例の制定と傷病手当を出せという要望が市長のところに来ていたと思うが、そういう全国的な運動の中でできたと思うので、大体、この中身も全国一律かと思うが、その辺の2点をお聞きすると、3分の2というのは、社会保険などだと8割とか、ほかの保険の率は様々かと思うが、これも全国一律なのか、その辺についてお聞きする。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）まず、他の保険にあるかということであるが、端的に言うと、市町村国保と全国の後期高齢者医療制度の広域連合、あと一部の国保組合、これ以外は全て傷病手当金の制度を持っている。本条例の内容については、ほぼ全国一律で、このような形で今回はやってくださいということである。3分の2については、大体、日当額の3分の2というのが社会保険、いわゆる政管健保、今でいう協会けんぽで出す傷病手当金の数字の出し方になっているので、3分の2というのが一般的な出し方になっている。

○**委員長**（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。

○**委員外議員**（杉本憲也君）委員長、委員外議員。

○**委員長**（四宮和彦君）委員外議員の杉本憲也議員の発言の申し出がある。この際、これを許可

することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）異議なしと認め、発言を許可することに決定した。

杉本憲也議員の発言を許す。

○**委員外議員**（杉本憲也君）貴重な時間を感謝する。この傷病手当金の支給に関する条例についてであるが、これの基になっている厚生労働省から出ている通知を見ると、こちらの対応の仕方として、技術的助言として、国保条例の中に組み込んでやっていくというのがフォーマット、ひな形として示されていたと思うが、今回、伊東市としては、そういうやり方ではなくて、独自で条例を制定するというので、私は本市における新型コロナウイルスに対する姿勢というものにおいて、積極的に、重大に捉えていると思っているが、当局として、国保条例の中に組み込むのではなくて、条例を単独で制定するに至った理由等について、少しお聞かせ願えればということが1点。

あと、せっかく単独の条例にしたのであれば、この条例案の第2条の定義のところ、新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用して定義づけされているのであれば、今後の将来的な感染症対策も含めて——今回はコロナの関係で急いでということであったのかもしれないが、特措法で規定されているほかの感染症の対応についても適用できるような形で条例を制定するのも十分有効性があるのではないかと思うが、今回、こちらに限っているということ、ほかの特措法に書かれている感染症について適用対象にするということについて検討されたか、2点伺う。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）今回、単独の条例にさせていただいたのは、国のほうで見ると、附則で入れているという形になっている。静岡県後期高齢者の医療広域連合の条例もそうになっている。ただ、うちのほうとして、期間が大変短いものである。また、何が起こるか分からない。続くかもしれないし、ほかの病気も含まれるかもしれないということもあるので、今回、こちらを新条例として、とりあえずつくっておいたほうがいいのではないかとということで、つくらせていただいた。

それから、ほかの病気という形であるが、実は今回、新型コロナウイルスに関しては、支給した傷病手当金は国が全額補填するというので、結局、市町村とか広域の場合、傷病手当金を独自に出すと、全額、税とか料に跳ね返ってきてしまう。それが大変なものであるから、これまで市町村も広域連合もやってこなかったという部分があるので、こういうふうに条例をつくってやるので、もしそういうので該当になってくれば、足したり何なりしながら対応していきたいと考えている。

○**委員長**（四宮和彦君）これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第10号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第5、市議第11号 伊東市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第11号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第6、市議第15号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（大川勝弘君）議場でも質疑があったが、今回、公務災害の補償について上がるということであるが、上がり方が40円とか60円、100円、それが大きいのか小さいのかといったら、私は小さいと感じる。あえて10円単位で上げている理由が、国の基準のものになるのか、本市の独自で決めたものなのかを確認させていただきたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）補償額の増額の根拠は、今回の改正については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に基づいて、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令も改正されたので、それに合わせた条例改正という形になっている。伊東市独自のものではない。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第15号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第7、市議第18号 令和2年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）条例は大分丁寧な説明がされたが、補正額は733万4,000円で、もう一度、説明してもらいたいが、2週間の何人分ということであったか。

○保険年金課長（肥田耕次君）該当するのが100人と考え、日当額が1万円、給付が全て疑いの方なので、14日間と考えたという形である。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第18号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）日程第8、市議第17号 令和2年度伊東市一般補正予算（第5号）所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず歳出第2款総務費について質疑を行う。事項別明細書は8ページからになる。発言を許す。

○3番（大川勝弘君）10ページのオリンピック・パラリンピック支援事業についてお聞きしたい。オリンピックが延期となったことにより、今年度をやめて先延ばしにしたことはよく分かるが、今、国の指示としては、今年度と同じ予算規模で来年度同じ内容でやるのかどうか、どういった指示があって、指示がなければ、本市独自で先に検討するという感じになったのか、内容をお聞きできればと思う。

○企画課政策推進担当課長（池谷伸弘君）お答えする。

国からの指示は特にないので、今年度の内容をある程度精査した中で、来年に1年延長となっているので、この規模について、来年度また精査しながら決定していきたいと考えている。

○5番（重岡秀子君）議場で質疑があったコミュニティエフエム放送局設備整備工事請負費の件であるが、これは1億2,000万円で非常に大きな額で、これが先送りというか、次に必ずやられるかというところをもう一度聞きたいのと、そもそも今年、コミュニティエフエム放送局の整備事業費を設定したのは、災害対策として重要なものとして位置づけられていると思うが、その辺についてお聞きしたい。

○秘書課長（佐藤文彦君）来年度必ず事業化されるかということである。議場でも若山副市長が答弁したとおり、大変大切な事業とは認識しているところではあるが、確約はできないとお答えしたところであり、そのような答弁としたい。

もう一つ、様々な災害時の情報伝達手段を強化する上で、エフエムを改修することによって、一つの情報伝達手段の強化となるのは承知しているが、引き続きほかの方法、例えばエフエムで言えば、サイマルラジオという形で、インターネット回線で来ていたり、携帯電話の電波が届くところでは、スマートフォンを持っていれば、エフエム伊東もそちらで聞くこともできるし、危機対策課で進めているテレビプッシュというものがあるし、あと電話をかければ、同報無線の内容が聞けるといいうものもあるので、こういった様々な情報伝達手段を使って、防災のときの情報伝達手段の強化に努めていきたい。

○5番（重岡秀子君）私もこの仕組みが十分理解しているわけではないが、エフエム伊東をスマートフォンでも聞けるとのことであったが、これは地域によって聞けないところとかはないのか。というのは、コミュニティエフエム放送局のこの工事であるが、アンテナを動かすこともあって、地域的な問題も改善できる狙いがあったのではないかと思うが、その辺はいかがか。

○秘書課長（佐藤文彦君）先ほど説明させていただいたサイマルラジオは、特に鉄塔とかなくても、インターネットのWi-Fiとかの回線になるので、そういった通信事業者のアンテナがだめになってしまえばだめかもしれないが、今回のコミュニティエフエムの整備については、

今、大室山にあるアンテナを小室山に持って行って、南部地域を補完するために対島地域に中継局を建てるということで、サイマルラジオとは異なるものと理解していただければと思う。

○5番（重岡秀子君）インターネットが教育の分野でもよく議論していることであるが、本当にどこまで普及しているか。災害時の緊急情報は、できるだけ多くの市民が、どの地域でも、どのような家庭でもキャッチできることが重要だと思う。その辺から見てどうだったのか、説明していただきたい。

○秘書課長（佐藤文彦君）今回はエフエムの整備ということであるが、情報発信の全てがエフエムというわけではないので、同報無線もあり、メールマガジンもあり、さっき言ったサイマルラジオもありという形で、様々な媒体を使って情報伝達に努めていきたいと思っている。（1番 宮崎雅薫君「聴いている率はどのぐらいかということではないのか」と呼ぶ）

聴取率についてはなかなか難しいところであるが、夏にやっている市民満足度調査があり、そちらで令和元年度で聴く機器を持っていないという形が33.4%、ほぼ毎日聴いている、時々聴いている方が16%ぐらいである。全ての市民に調査したわけではないが、抽出して調査した結果、16%程度にとどまっている。

○5番（重岡秀子君）結局、周知というか、これが災害にとってどれぐらい価値があるかということで、重要なエフエムなのかということが、市民の皆様がまだ分かっていないという気がする。私ごとであるが、私の車は、ラジオがあまりNHKとか入らないが、このエフエムの76.3だけは確実に入る。これは周知すると、防災の連絡にはかなり有効なのではないか。これは私の狭い知識の中のことであるが、そういうことで、来年度も確約できないということは、そういう災害が余らないから、不要不急ではないと、その辺の位置づけがどうなのか、この辺だけもう一度お聞きしたい。

○副市長（若山 克君）本会議場でも私は答弁したとおり、この事業は、本来的に今年度の当初予算に計上して、皆さんにご審議いただいて、議決をいただいた予算であるので、私どももやりたいことには全く変わりはない。ただ、議場で、来年度必ずやれるかという質疑をいただいたときにお答えしたとおり、これから先の税の状況であるとか市内経済の状況を考えたときに、1億円を超える事業を来年度必ずやるということは、責任を持ってお答えできない。ただ、やりたい気持ちは間違いなくある。エフエムともずっと交渉してきた中で、やっと予算化できた事業であるので、できるだけ早くやりたい思いは強く持っているが、ただ、来年必ずやるという約束はできないということで理解いただきたいと思います。

○5番（重岡秀子君）分かった。この辺は、これから議会としていろいろそういう問題は出てくると思う。今回のコロナ危機が税制にどのぐらいの影響があるかということで、ほかのものもそういうものが出てくると思うので、しっかりその辺は審議していかなければいけないと思う。

同時に、企画課で窓口レイアウト等変更事業委託料3,000万円も、議場の質疑では、これは1年先にやるという答弁があった。この辺についてはどのようにお考えか。

- 市民課長（大川雄司君）窓口委託については、令和2年3月31日で埼玉県に本社がある日本環境マネジメント株式会社と契約の締結をしている。今般、新型コロナウイルスの市内経済への大きな影響により、本事業の実施について検討したところ、本年度実施を見送るという方向で固まり、事業者と協議をしたところ、理解が得られ、本年度の事業実施は見送ることに合意した。

その合意の中で、来年度のこともについても協議がされ、来年度事業開始は、1年先の令和3年12月1日とする、開始90日前までに円滑な業務ができるかどうか協議をする、本事業開始日変更に伴う費用は請求しないものとする、主にこの3点について合意をした。1年先の12月1日からの事業開始で合意はされたが、先ほどの説明にもあったように、市内経済の状況を見て、その中で、うちのほうで実施できるかどうか、事業者とも協議をしながら、事業実施については判断していく。

- 企画課長（小川真弘君）窓口レイアウトの変更の委託についても、今の市民課長の答弁にあったとおり、市民課と連携を取って、ともにセットの事業となるので、今回は一旦減額させていただくが、併せて支障のないようにしたいと考えている。

- 5番（重岡秀子君）契約は3月31日にしてあるので、これはいろいろなことがあっても、時期がちょっとずれることがあっても、実施はしていく考えでいいか。遅れた分は、私が聞き漏らしたというか、理解が違うのかもしれないが、その分の補償は求めないということで了解したのか。根本的な見直しみたいなことまではできないということでもいいか。

- 市民課長（大川雄司君）90日前までに円滑な業務ができることを協議することとしているが、この中には、先方等も含めて、市内の経済状況、そのあたりをまた勘案した中で、令和3年12月1日事業開始についても、またさらに中止となることについても含めて協議をしたところである。

- 6番（浅田良弘君）総務費関係の基本の部分で、各予算の減額がされているが、当初予算を私は見てこなかったのだが、当初予算どおりの減額になっているのか、それとも事業を進める中で、例えば広報広聴事業とか国際交流推進事業、東京オリンピック、窓口レイアウト、次のページで戸籍住民基本台帳費、こちら辺についてはどうなのか。

- 財政課長（木村光男君）お答えする。

総務費における今回の減額補正の経過であるが、エフエムの工事請負費は全額である。一つ飛ばしてオリンピック関係事業も全額、窓口レイアウトの委託料に関しても3,000万円全額を減額するものである。次のページ、戸籍住民基本台帳費の委託化に係る経費も全額という

形である。国際交流に関しては、一部、まだ今後の実施が未定の部分もあるので、そこは残した上での減額という形になっている。

○委員長（四宮和彦君）休憩する。

午前 10 時 59 分休憩

午前 10 時 59 分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き会議を開く。

○6番（浅田良弘君）今の全額カットということで、今回、延期、中止、見送りとあるが、実際にまた事業として実施する方向性が出た段階で、予算としてかかってくるのか。

○財政課長（木村光男君）今年度内の復活という形について、もしお尋ねであれば、それはなかなか難しいと思っている。ただ、先ほど来から答弁があるように、例えばコミュニティエフエム整備工事ならば、これはやらなければいけない事業と我々は捉えているので、次年度以降にどこかで予算計上できるように努力してまいりたいと考えている。当然オリンピック等に関しても、来年実施が確定したら、整備がまだ済んでいない部分があるので、そういう整備、準備、お客様のおもてなしとか、そういう経費は当然計上する。窓口委託に関しても、現状契約上は1年先延ばしになっているので、次年度以降は予算計上する予定でいる。

○6番（浅田良弘君）実際に本年度予算の関係で、窓口レイアウト等変更事業委託料について、実際にどのようにレイアウトをするか、図面みたいなものを議会に出していただければと思う。出せるものなら願います。

○委員長（四宮和彦君）10分間ほど休憩する。

午前 11 時 4 分休憩

午前 11 時 11 分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

先ほど浅田委員から資料請求の話があったが、基本的には委託の中に含めている話ということで、資料等については、これは今後の話になる。その辺のところを当局から説明していただきたい。

○企画課長（小川真弘君）3,000万円の予算を組ませていただいたわけで、その内訳としては、例えばカウンターを交換したり、セグメントパネルとあって、横のプライバシーを守るための仕切りとか、分かりやすいサイン、こういったものを総合的に計算して3,000万円でしたが、これから業者をプロポーザルで決定していきたいというところで予算を一旦減額するもので、対外的に示せるレベルのものはないということで理解をいただきたい。

○委員長（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第2項清掃費について質疑を行う。事項別明細書は11ページ及び12ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。歳入は全般について行う。事項別明細書は5ページからになる。発言を許す。

○5番（重岡秀子君）8ページを中心にお聞きしたい。昨日も福祉文教委員会で人工芝の事業が出たが、私たちもこの事業を先送りするというところについていろいろ疑問に感じるところもあった。基金繰入金は体育施設整備基金繰入金で、これは貯金してあったので来年でも使えるし、1億5,000万円で金額は大きいですが、これを使わなかったからといってコロナ対策に使える財源ではないということもある。次のスポーツ振興くじ助成金はサッカーくじだと思うが、これは審査があって、A判定ということで、かなり確実な、いい判定で、もし来年あるいは再来年やるとなったときに、この助成金が来るかどうかは定かでないという答弁があって、ちょっと気になった。

あと、市債は5億円あるが、これから市民運動場整備のための市債を組むわけで、市債はすぐに返さず、1年後、2年後からになると思うが、今のスポーツ振興くじと教育債で、返し始めるのはいつか、どのような計画か、お聞きしたい。

○財政課長（木村光男君）スポーツ振興くじに関しては、もらうお金なので、返す必要はない。教育債の市民運動場整備事業費充当分の5億670万円に関しては、どこから借りるかによって、まず償還年限が決まる。例えば、それが財政融資資金とか地方公共団体金融機構だったら、多分最大で20年程度の償還年数にはなると思う。民間の銀行が充てられた場合には、基本的には10年で返す形になる。シミュレーションとしては10年返済で考えていたので、元金で年間5,000万円程度の返済を見ていたところである。

○委員長（四宮和彦君）暫時休憩する。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○委員長（四宮和彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○財政課長（木村光男君）スポーツ振興くじに関しては、全国で毎年度申請をする団体がある中

で、国のほうで文科省等の配分が決まっていると思う。今年度に関しては、ここに予算が4,350万円とあるが、実際に国のほうから示された数字はもっと大きかったと聞いている。ただ、委員指摘のとおり、もし来年実施するに当たって再申請したときに、この金額が来るかと言われると、現時点では明確な答えはできない。もしかしたら今年同様の内示をいただける可能性もあるし、国全体でこういった申請が多ければ当然削られる可能性もあるということだけは理解いただきたい。

- 5番（重岡秀子君）市債の教育債のほうは、銀行とか借りるところによって違うということで分かった。ただ、据置期間もあるので、すぐに返さなくてもいいのではないか。その辺をもう1回お答えいただきたい。

これは財政課のほうではないかもしれないが、スポーツ振興くじ助成金の4,350万円というのは大きい。これが次年度以降になったら確実に入ってくるか分からないということで、この事業を先送りする段階ではどのような検討がされたか、その辺も含めてお伺いしたい。

- 財政課長（木村光男君）まず、起債の償還に関しては、委員指摘のとおり、据置期間がある。残金の据置きは最大償還年数によって変わってくるが、10年償還では2年ほど元金の据置きをさせていただく。ただ、その間、決まった利率の利息は返すことになるので、返済が一切生じないというわけではない。

それから、人工芝の事業を取りやめるに当たって、財源の確保に関してどのような検討がされたかということであるが、基本的には、規模が大きかったことが第一義であったと思う。この事業に関しては、特に市長の思い入れがあり、一番やりたかった事業であったが、現下の状況を考えて、市長自ら、この事業は先延ばししてでも市民生活を守るために動きたいという思いがあったので、今回落とさせていただいた。財源に関しては、何とか同規模の財源を確保できるように、我々としても今後この事業を実施するに当たっては努めていきたいと考えている。

- 5番（重岡秀子君）これからこの事業をどうするかということが出てくると思うが、コロナ対策に使える予算は、とりあえずスポーツ振興くじとか基金は目的外で使えない。確かに教育債が大きいので、これを借りるかどうかというのはその後の財政に影響するが、一方で、こういう事業が観光客の誘致とか、青少年の育成とか、生涯学習とかというところで、どのような価値があるのかもはかりにかけながら考えていかなければならないと思う。熱海の姫の沢に少年サッカーをやるようなスポーツ施設があるが、そのそばに子供たちが宿泊できる施設があって、伊東市も5年生はずっとそこを借りて宿泊訓練をやっていた。数年前にうちの育成会でそこを借りようと思ったら、サッカー施設があるために宿泊施設が夏中埋まっていた。年中いろいろな大会とか練習試合があって、他市からも予約が多いという話を聞いて、こういう施設は、その後の観光とかスポーツツーリズムにつながっていくように思った。これを先送りすることの

議論はもっとしっかりやらなければいけなかったのではないかと思うが、十分な検討はされたのか。

○**教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）市民運動場の人工芝生化について、要所要所での検討はさせていただいている。この事業について、年度当初に、入札の準備のこともあるので、福祉文教委員会協議会を開いて事業の説明をさせていただき、入札担当ともスケジュールの調整をさせていただいた。ちょうどそのとき緊急事態宣言も発出されていて、スポーツ振興くじを担当しているところもテレワークに入ったり、この事業の審議についても、全てオンラインで審議をしているような状況も担当のほうを確認し、市長、副市長の意向も含め、また市民の方々からも、市民の命を守る施策に注力してもらいたいという意見も多々いただく中で、本当に苦渋の決断でこの事業を見送らせていただいた。今後について、担当のほうも諦めず、非常に夢のある事業で、コロナが収まった後の復活ののろし、単なる砂ぼこり対策だけではない伊東のスポーツツーリズム事業という強い意思を教育委員会のほうでも持っている。今、全ての事業が一旦見直しの状況に入っているので、スポーツ振興くじのほうの事務局とも連携をしながら、財政の確保ができる時点でもう一度改めて予算を上げさせていただいて、ご審議していただければと考えている。

○**5番**（重岡秀子君）分かった。私たちも、これを7億円の費用を使ってやるメリットについては、費用対効果も含めて、もうちょっと慎重にいろいろ調べなければいけないと思う。7億円という金額の大きさで、市民の方にとっては、なぜこんなものをやるのかという声が大きかったことは私も何となく聞いているが、説明すれば分かってもらえる部分もある。財源について、もちろん起債の部分は後年度負担になるので、あれだと思うが、その辺は残念な思いがするので、これからいろいろ検討していただきたいと思うし、私たちも考えたい。

○**委員長**（四宮和彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、債務負担行為の補正について質疑を行う。事項別明細書は19ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。

次に、地方債の補正について質疑を行う。事項別明細書は20ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（四宮和彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（四宮和彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第17号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（四宮和彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（四宮和彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（四宮和彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和2年6月18日（木）午前11時26分（会議時間1時間19分）

以上の記録を認める。

令和2年6月18日

委員長 四 宮 和 彦